

一次判定評価が「要介護度 1 相当」

「5 認知機能・廃用の程度の評価結果」

(A)「チェックが予防給付相当」

(B)チェックが「介護給付相当」

(1)医学的管理により認知機能の維持・改善が見込まれる場合

(2)廃用の程度が比較的軽度で、新予防給付の利用が適切

(3)疾病や外傷により心身の状態が安定していない場合

要支援2

基本的には要介護1

☆新予防給付の適切な利用が見込まれない状態の確認
A)疾病や外傷などにより短期間で心身の状態が変化することが予想され、要介護度の変化が短期間(概ね6ヶ月程度)に再評価する必要がある状態
B)認知機能や思考・感情などの障害で新予防給付の利用に対する理解が困難な状態;認知症の状態が概ね「Ⅱ」以上

要介護1

☆認定有効期間を短くする場合
A)心身の状況が6ヶ月以内に変動しやすい状態
B)判定前後で環境が大きく変わる可能性がある状態
☆認定有効期間を長くする場合
心身の状態が安定していて重度であること(概ね要介護度4または5)
☆記録表に、状態の維持・改善の可能性について及び状態像を記入
<①(認知機能の低下等)か②(不安定な状態)のいずれか>

☆要介護度変更の指標は○と●の数の差が3つ以上を基本とする。
状態像の利用は「要支援2」と「要介護度1」の最終確定時に用いても良い。